範囲の拡大・高度化が進められている中,救急救命 士の技能を向上させ,かつ,実施する救急救命処置 の質を医学的観点から保障するため,海上保安庁メ ディカルコントロール協議会による救急救命処置の 質的向上を推進した。

海難救助体制の連携

「1979年の海上における捜索及び救助に関する国際条約」(SAR条約)に基づく,北西太平洋の広大な海域における捜索救助活動を迅速かつ的確に行うため,ワークショップの開催,合同訓練の実施等を通じて捜索救助機関との連携・協力を深めた。さらに,東南アジア諸国の要請に応じて,海上における捜索救助体制の整備のため,研修員の受け入れを行った。

沖合での海難救助については,SAR条約に基づき,任意の相互救助システムであるJASREP【日本の船位通報制度】を運用し,平成21年には,2,653隻の船舶が参加した。

沿岸部での小型船舶等に対する海難救助については(社)日本水難救済会や(財)日本海洋レジャー安全・振興協会等と協力・連携し,海難救助活動を行った。

3 海難救助技術の向上

船舶交通のふくそう状況,気象・海象の状況等を勘案し,海難の発生のおそれがある海域において, 巡視船艇・航空機を効率的に運用した。

また,転覆船や火災船からの人命救助等,高度な 救助技術・知識が要求される特殊な海難に適切に対 応するため,特殊救難隊等救助勢力に訓練・研修を 実施させ,海難救助技術の維持・向上を図った。

このほか,全国各地で実施されている民間の救助 訓練の指導を行うなど,民間救助体制の強化を図っ た。

4 洋上救急体制の充実

洋上で発生した傷病者に対し、医師、看護師の迅速かつ円滑な出動を行い、適切な医療活動を行うため、(社)日本水難救済会が事業主体となって実施している洋上救急事業について、その適切な運営を図るための指導及び協力を行うとともに、関係団体と協力し、医師、看護師等の慣熟訓練を実施するなど、洋上救急体制の充実を図った。平成21年は21件の要請を受け、医師、看護師等40人を派遣した。

第8節 被害者支援の推進

船舶による旅客の運送に伴い発生し得る損害賠償 に備えるため,事業許可を行う際に保険契約の締結 を条件とするとともに,旅客定員12人以下の船舶に よる届出事業についても運航を開始するまでに保険 を締結するよう指導することにより事業者の損害賠 償の能力を確保している。

第9節 研究開発及び調査研究の充実

1 海上交通の安全に関する研究開発の推進

総務省関係の研究

独立行政法人情報通信研究機構では,海上交通の 安全に寄与するため,天候や昼夜の別に関係なく海 流速度,波浪等を計測する短波海洋レーダの研究開 発を行い,波高推定などの応用観測やデータ利用技 術開発を進めた。また,地表面,海表面の高分解能 観測が可能な航空機搭載3次元マイクロ波映像レー ダの研究開発においては,分解能30cmの観測装置

の開発を行った。

水産庁関係の研究

独立行政法人水産総合研究センター水産工学研究 所では,転覆防止,耐航性能向上等により漁船の安 全操業及び安全航行の確立を図るため,「漁船の安 全性と快適性を高める技術の開発」等の研究を行っ た。

国土交通省関係の研究

ア 国土交通本省の研究